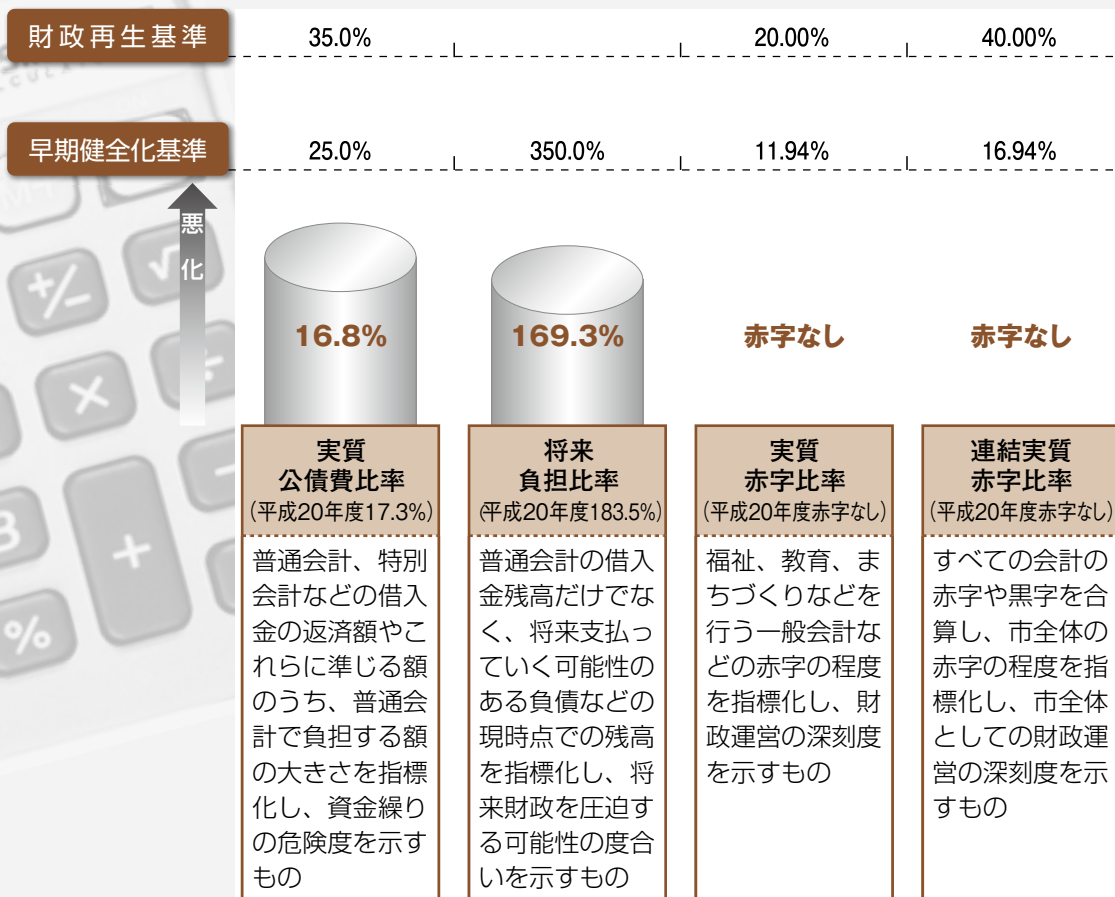


## 財政健全化判断比率と 資金不足比率の公表

自治体の財政破綻を未然に防ぎ、財政状況の悪化した団体に対して早期健全化を促すため、平成19年度決算から財政判断指標（健全化判断比率、資金不足比率）を公表することが義務付けられています。平成21年度決算に基づく算定の結果、健全化判断比率（実質公債費比率、将来負担比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率）、資金不足比率ともに早期健全化基準、経営健全化基準を下回りましたが、基金を取り崩すなど、依然厳しい財政状況となっています。

### 健全化 判断比率



**【財政再生基準】** 基準を超えると、国の関与による確実な再生を行うため、財政再生計画の策定などが義務付けられる

**【早期健全化基準】** 基準を超えると、自主的な改善努力によって財政を健全化するため、財政健全化計画の策定や外部監査の要求などが義務付けられる

### 資金不足 比率

津山市水道事業会計、津山市工業用水道事業会計、簡易水道事業特別会計、食肉処理センター特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、土地取得造成事業特別会計の各公営企業会計で、資金不足は発生しませんでした。

公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもの。経営健全化基準（20%）を超えると、経営健全化計画の策定や外部監査の要求などが義務付けられる